

計画区域

※計画区域及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。



香取市復興交付金事業位置図

縮尺: 1/120,000



1 C-1-1
農山漁村地域復興基盤総合整備事業
(復興基盤総合整備事業)

2 D-4
災害公営住宅整備事業

3 ◆D-4
地域交流拠点整備事業

4 D-19
香取市市街地液状化対策事業

3km

(様式1-2)

香取市 復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月1日 設置の有無: 有

平成24年4月時点 (単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	総交付対象 事業費 (注3)	うち、特定市町 村又は特定都 道県以外の者 が負担する額を 減じた額	各年度の交付対象事業費 (注4)					全体事業費 (注5)	全体事業 期間 (注6)	備 考(注7)
									平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			
1	C - 1 - 1	農山漁村地域復興基金総合整備事業 (復興基金総合整備事業)	香取市 石納・野間谷原	県	千葉県	直接	(0) 225,000 <225,000>	225,000 <225,000>	<0>	<225,000>	<0>	<0>	<0>	313,500	24 ~ 26	千葉県 313,500千円 茨城県 83,300千円
2	D - 4 -	災害公営住宅整備事業	香取市 佐原地区	市	香取市	直接	(0) 386,778 <386,778>	386,778 <386,778>	<0>	<386,778>	<0>	<0>	<0>	386,778	24 ~ 25	24年度事業 25年度継続
3	◆ D - 4 - - 1	地域交流拠点整備事業	香取市 佐原地区	市	香取市	直接	(0) 50,000 <50,000>	50,000 <50,000>	<0>	<50,000>	<0>	<0>	<0>	50,000	24 ~ 25	24年度事業 25年度継続
4	D - 19 -	香取市市街地液状化対策事業	香取市 佐原、新島・北佐 原、小見川、山田 地区	市	香取市	直接	(70,000) 40,000 <110,000>	(70,000) 40,000 <110,000>	<0>	(70,000) 40,000 <110,000>	<0>	<0>	<0>	110,000	24 ~ 25	
5	- -						(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>		~	
6	- -						(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>		~	
7	- -						(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>		~	
合 計						(70,000) 701,778 <771,778>	(70,000) 701,778 <771,778>	(0) 0 <0>	(70,000) 701,778 <771,778>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>				
(うち市町村交付分)						(70,000) 476,778 <546,778>	(70,000) 476,778 <546,778>	(0) 0 <0>	(70,000) 476,778 <546,778>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>				
(うち県交付分)						(0) 225,000 <225,000>	(0) 225,000 <225,000>	(0) 0 <0>	(0) 225,000 <225,000>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>				
(うち基幹事業)						(70,000) 651,778 <721,778>	(70,000) 651,778 <721,778>	(0) 0 <0>	(70,000) 651,778 <721,778>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>				
(うち効果促進事業等)						(0) 50,000 <50,000>	(0) 50,000 <50,000>	(0) 0 <0>	(0) 50,000 <50,000>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>				
都道府県名	千葉県	担当部局名	企画政策課		担当者氏名	小林秀臣		電話番号		0478-50-1206		メールアドレス	seisaku@city.katori.lg.jp			
市町村名	香取市															

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「総交付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注4)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注5)「全体事業期間」は、平成28年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成28年度以降も含めて記載をする。

(注6)年度間調整又は事業間流用を行った場合には、「備考」に年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(注7)担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。

(注8)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式 1-3)

香取市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興基盤総合整備事業)	事業番号	C-1-1
交付団体	千葉県		事業実施主体 (直接/間接)	千葉県 (直接)	
総交付対象事業費	225,000 (千円)		全体事業費	396,800(千円) 内千葉県分 313,500(千円)	
事業概要					
[目的] 石納・野間谷原地区は、東日本大震災による液状化や地盤沈下により農地及び農業用施設に大きな被害を受けるとともに、農地・農業用施設のみならず地域の住宅も被災したところである。 本地区は、農業用用水管の整備と農地の利用集積を進めることにより、収益性の高い農業経営の実現を目指し、復興を加速化させるもの。 また、市街地で液状化により発生した噴砂土を本地域で受入れ、香取市の復興地域づくりを進めるものである。					
[受益面積] 水田 61ha (うち千葉県分 48ha)					
[事業量] 農業用排水施設整備 61 ha (うち千葉県分 48ha)					
※香取市災害復興計画 P8 (1) 農業の再建支援 農地や農業用施設を復旧し、震災前と同様に、農産物の生産ができるよう再建を支援します。 香取市復興計画では、液状化等により大きく被災した農地や農業施設の早期復旧や施設整備を推進し、震災前と同様に関東一の生産量を誇る稲作農業の再建を支援することとしている。また、米産地として安定した水田農業の確立や農業法人等の取り組みと連携を図ることとしており、先進的な取り組みを推進している石納・野間谷原地区の農業復興を図る必要がある。					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 農業用排水施設整備 一式					
<平成 25 年度> 農業用排水施設整備 一式					

東日本大震災の被害との関係

本地区は、利根川周辺の水田地帯に位置し、現在、農地となっている部分の多くが旧河川であった場所を埋め立てて造成されたものである。東日本大震災により、これらの部分で液状化や地盤沈下による被害が生じ、家屋の沈下や傾き、道路の凸凹、水道管破損による断水や泥の堆積等、周辺地域の中でも最も大きな被害を受けた。

関連する災害復旧事業の概要

石納・野間谷原地区に係る災害復旧事業の概要

液状化による噴砂や地盤沈下により、水田 39.8ha、水路 2,756m、揚水機場 1箇所、農道 682m の被害が生じ用水路を除いては災害復旧事業により実施中である。

田（畦畔）	39.8ha（9096m）	108,822 千円
水路	2,756m	102,690 千円
揚水機場	1 箇所	14,532 千円
道路	682m	11,739 千円
合計		237,783 千円

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

香取市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	災害公営住宅整備事業		事業番号	D-4
交付団体	香取市		事業実施主体 (直接/間接)		香取市 (直接)	
総交付対象事業費	386,778 (千円)		全体事業費		386,778 (千円)	
事業概要						
応急仮設住宅入居期間終了後の自力による住宅再建困難者の住宅を確保するため、災害復興交付金を活用し、激甚法第 2 2 条の指定による災害公営住宅 (木造平屋および 2 階建て) を戸建により 16 戸建設する。						
[建設予定地] 香取市佐原木地先						
[構造] 木造平屋及び 2 階建て						
[建設戸数] 16 戸 ※激甚法第 22 条の指定による災害公営住宅の建設可能戸数：上限 67 戸						
[用地面積] 公簿面積 3,172 m ²						
※香取市災害復興計画 第 4 章 復興に向けた取り組み II 分野別計画の具体的内容・事業 1 市民生活の再生 (1) 住宅再建・生活再建の支援 (課題) ・ 応急仮設住宅の入居期間は原則として 2 年以内に限られていることから、住宅の自立再建が困難な世帯への対応が必要となります。 (方針) ・ 高齢者など住宅の自立再建が困難な人には、生活実態に見合った住宅支援を行います。						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 用地取得、土地造成、基本設計、実施設計、建設工事						
<平成 25 年度> 建設工事 (継続事業)						

東日本大震災の被害との関係

香取市は、東日本大震災により震度5強の揺れを記録し、過去に経験したことのない大災害となった。大きな揺れが長く続いたことから、利根川沿岸・利根川以北の水田地帯、内陸部の埋め立て地などで約3,500ha、東京ドーム750個分という広大なエリアで液状化が発生、住宅地でも140haが液状化し、噴砂や地盤沈下、側方流動が起これ、家屋の沈下や傾き、道路の寸断、水道管破損による断水、下水道管の破損や泥の堆積など、市民生活に大きな影響を受けた。

市街地の発生区域では、泥水が吹き上げたことにより、住宅の傾斜のほか、大きく沈下し、雨が降ると宅内に雨水が流入してしまう状況も発生している。

地区内の道路は、舗装面の崩壊のほか、場所により、沈下や隆起、幅員の減少などが起これ、道路に埋設されている上下水道管路も破損が著しい状況で、河川は、両側から押し潰され河道が狭まったり、河床が隆起して流量が確保できない状況も発生した。

住宅被害も甚大で、全壊、みなし全壊(解体を余儀なくされた半壊住宅)合わせて、134戸(世帯)の住宅が滅失した。

このうち、28世帯が応急仮設住宅に入居し、6世帯が民間借り上げ住宅に入居しているが、仮設住宅や民間借り上げ住宅に入居している被災者のうち、高齢者や低所得者などにとって、住宅の自立再建は困難な状況となっている。

災害公営住宅の整備にあたっては、「市町村における滅失戸数が100戸以上」という被災地域の要件を満たす必要があり、香取市は平成23年11月11日の住宅の滅失区分の改正により、平成24年2月22日に対象地域となり、住宅滅失戸数災害査定を平成24年3月23日に受検した。

(災害査定後の滅失戸数)

全壊戸数…134戸(これにより、上限67戸までの建設が可能となった。)

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

香取市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	地域交流拠点整備事業	事業番号	◆D-4
交付団体	香取市	事業実施主体 (直接/間接)	香取市 (直接)		
総交付対象事業費	50,000 (千円)	全体事業費	50,000 (千円)		
事業概要					
<p>災害公営住宅入居者の健康増進と憩いの場として、また、被災者と近隣住民との出逢いの機会が創造やふれあいによるコミュニティの形成を図るため、地域交流拠点として「出逢いの小路 (緑地)」を整備する。</p> <p>災害公営住宅の建設にあたり、都市計画法第 29 条による開発行為の場合、都市計画法施行令により、区域内への公園・緑地の整備が規定されている。</p> <p>ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合は、整備は必須ではない。</p> <p>このため、災害公営住宅を建設するにあたり建設地内に公園・緑地を設置するのではなく、災害公営住宅入居者及び地域憩いの場として活用され、入居者と地域を結び、コミュニティの形成を図ることができる緑地として、建設地近隣に遊歩道や休憩施設を整備する。</p>					
[整備地]					
両総用水第 1 導水路護岸 (香取市が、千葉県知事より占用許可を受け、整備・維持管理を行う。)					
土地所有者：農林水産省、独立行政法人水資源機構					
[整備内容]					
整備延長：615.4m					
工事概要：転落防止柵設置、カラー舗装、ベンチ設置 等					
※香取市災害復興計画					
第 4 章 復興に向けた取り組み					
Ⅱ 分野別計画の具体的内容・事業					
1 市民生活の再生					
(1) 住宅再建・生活再建の支援					
(課題)					
・ 応急仮設住宅の入居期限は原則として 2 年以内に限られていることから、住宅の自立再建が困難な世帯への対応が必要となります。					
(方針)					
・ 高齢者など住宅の自立再建が困難な人には、生活実態に見合った住宅支援を行います。					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>					
測量・緑道整備工事					
<平成 25 年度>					
緑道整備工事 (継続事業)					

東日本大震災の被害との関係

香取市は、東日本大震災により震度5強の揺れを記録し、過去に経験したことのない大災害となった。大きな揺れが長く続いたことから、利根川沿岸・利根川以北の水田地帯、内陸部の埋め立て地などで約3,500ha、東京ドーム750個分という広大なエリアで液状化が発生、住宅地でも140haが液状化し、噴砂や地盤沈下、側方流動が起これり、家屋の沈下や傾き、道路の寸断、水道管破損による断水、下水道管の破損や泥の堆積など、市民生活に大きな影響を受けた。

市街地の発生区域では、泥水が吹き上げたことにより、住宅の傾斜のほか、大きく沈下し、雨が降ると宅内に雨水が流入してしまう状況も発生している。

地区内の道路は、舗装面の崩壊のほか、場所により、沈下や隆起、幅員の減少などが起これり、道路に埋設されている上下水道管路も破損が著しい状況で、河川は、両側から押し潰され河道が狭まったり、河床が隆起して流量が確保できない状況も発生した。

住宅被害も甚大で、全壊、みなし全壊(解体を余儀なくされた半壊住宅)合わせて、134戸(世帯)の住宅が滅失した。

このうち、28世帯が応急仮設住宅に入居し、6世帯が民間借り上げ住宅に入居しているが、仮設住宅や民間借り上げ住宅に入居している被災者のうち、高齢者や低所得者などにとって、住宅の自立再建は困難な状況となっている。

災害公営住宅の整備にあたっては、「市町村における滅失戸数が100戸以上」という被災地域の要件を満たす必要があり、香取市は平成23年11月11日の住宅の滅失区分の改正により、平成24年2月22日に対象地域となり、住宅滅失戸数災害査定を平成24年3月23日に受検した。

(災害査定後の滅失戸数)

全壊戸数…134戸(これにより、上限67戸までの建設が可能となった。)

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-4
事業名	災害公営住宅整備事業
交付団体	香取市
基幹事業との関連性	
<p>復興交付金で整備する災害公営住宅の入居者の健康増進と憩いの場として、また、被災者と近隣住民との出逢いの機会が創造やふれあいによるコミュニティの形成を図るため、地域交流拠点として「出逢いの小路(緑地)」を整備する。</p> <p>災害公営住宅の建設にあたり、都市計画法第29条による開発行為の場合、都市計画法施行令により、区域内への公園・緑地の整備が規定されている。</p> <p>ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合は、整備は必須ではない。</p> <p>このため、災害公営住宅を建設するにあたり建設地内に公園・緑地を設置するのではなく、災害公営住宅入居者及び地域憩いの場として活用され、入居者と地域を結び、コミュニティの形成を図ることができる緑地として、建設地近隣に遊歩道や休憩施設を整備する。</p>	

(様式 1-3)

香取市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	香取市市街地液状化対策事業	事業番号	D-19
交付団体	香取市	事業実施主体 (直接/間接)	香取市 (直接)		
総交付対象事業費	40,000 (千円) (70,000 (千円))	全体事業費		110,000 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再液状化を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等の一体的な液状化対策を推進する。</p> <p>(ボーリング調査、被害状況の把握、モデル街区の選定、公共施設と宅地の一体的対策の策定、液状化対策事業計画の策定)</p> <ul style="list-style-type: none">・実施地区：佐原地区、新島・北佐原地区、小見川地区、山田地区・実施地区の被災戸数 (地盤に液状化が見られる半壊以上の被災住家 (H24.3 月末))<ul style="list-style-type: none">佐原地区 981 戸新島・北佐原地区 967 戸小見川地区 243 戸山田地区 73 戸・調査対象面積<ul style="list-style-type: none">佐原地区 1,094,000 m²新島・北佐原地区 2,732,000 m²小見川地区 531,000 m²山田地区 195,000 m² <p>1 月の第 1 次申請において、24 年度事業分のみ採択をいただき受けているが、24 年度、25 年度を一体的に行う調査事業のため、事業の継続性や契約等の観点から、一括して実施し、事業を円滑に行うため、24 年度分として申請するものである。</p> <p>※香取市災害復興計画</p> <p>P10 Ⅲ重点的課題 2 液状化対策に係る調査分析・実施と市民対応</p> <p>P20 (方針) 液状化被害を受けた住宅所有者等に対しては、沈下や傾いた家屋の修復方法や工法等の情報をできるだけ早く提供できるよう国・県等の動向を注視するとともに、市独自の調査を進めていきます。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>					
建物調査、住民ヒアリング、ボーリング調査、モデル街区選定 等					
<平成 25 年度>					
公共施設と宅地の一体的対策の策定、液状化対策事業計画の策定 等					

東日本大震災の被害との関係

香取市は、東日本大震災により震度5強の揺れを記録し、過去に経験したことのない大災害となった。

大きな揺れが長く続いたことから、利根川沿岸・利根川以北の水田地帯、内陸部の埋め立て地などで約3,500ha、東京ドーム750個分という広大なエリアで液状化が発生、住宅地でも140haが液状化し、噴砂や地盤沈下、側方流動が起こり、家屋の沈下や傾き、道路の寸断、水道管破損による断水、下水道管の破損や泥の堆積など、市民生活に大きな影響を受けた。

市街地の発生区域では、泥水が吹き上げたことにより、住宅の傾斜のほか、大きく沈下し、雨が降ると宅内に雨水が流入してしまう状況も発生している。

地区内の道路は、舗装面の崩壊のほか、場所により、沈下や隆起、幅員の減少などが起こり、道路に埋設されている上下水道管路も破損が著しい状況で、河川は、両側から押し潰され河道が狭まったり、河床が隆起して流量が確保できない状況も発生した。

また、液状化は、一度発生した場所は、再液状化する恐れもあり、原形復旧では再度同様の被害を受ける可能性があり、地盤や住宅の再建、補修等についても工法等が明確でなく、復興が進んでいない状況である。

住宅地における液状化被害のあった区域において、市街地液状化対策事業を実施し、調査や事業計画の策定などを行う必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

液状化区域では、道路、河川、上下水道など様々な施設が被災し、道路災害復旧事業や河川災害復旧事業、水道事業災害復旧事業、公共下水道災害復旧事業等を実施予定。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式1-4)

香取市 復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等

省庁名: 農林水産省

平成24年4月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道府 県以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
1	C - 1 - 1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興基盤総合整備事業)	香取市 石納・野間谷 原	県	千葉県	直接	1/2	(0) 225,000 <225,000>	225,000	(0) 168,750 <56,250>	(0)	(0)	千葉県 225,000千円 茨城県 62,000千円
							合計額	(0) 225,000 <225,000>	(0) 225,000 <0>	(0) 168,750 <56,250>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道府県名	千葉県	担当部局名	耕地課	担当者氏名	本忠正一郎
市町村名	香取市	電話番号	043-223-2859	メールアドレス	s.hnchyu@mc.pref.chiba.lg.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1-4)

香取市 復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

平成24年4月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道府県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
2	D - 4 -	災害公営住宅整備事業	香取市 佐原地区	市	香取市	直接	3/4	(0) 386,778 <386,778>	386,778	(0) 338,430 <145,042>			24年度事業 25年度継続
3	◆ D - 4 - - 1	地域交流拠点整備事業	香取市 佐原地区	市	香取市	直接	4/5	(0) 50,000 <50,000>	50,000	(0) 40,000 <0>			24年度事業 25年度継続
4	D - 19 -	香取市市街地液状化対策事業	香取市 佐原、新島・北 佐原、小見川、 山田地区	市	香取市	直接	1/2	(70,000) 40,000 <110,000>	(70,000) 40,000	(52,500) 30,000 <27,500>			
							合計額	(70,000) 476,778 <546,778>	(70,000) 476,778 <0>	(52,500) 408,430 <172,542>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道府県名	千葉県	担当部局名	企画政策課	担当者氏名	小林 秀臣
市町村名	香取市	電話番号	0478-50-1206	メールアドレス	seisaku@city.katori.lg.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。